

【アメリカ】同性愛者の軍務禁止法の廃止

海外立法情報課・井樋 三枝子

* 2010年12月22日、同性愛者の軍務を禁止した合衆国法典第10章第654条を廃止する法律が、オバマ大統領により署名され、P.L.111-321として成立した。しかし、同条の廃止が実際にいつになるのか等は不明確なままであり、様々な問題も懸念されている。

同性愛者の軍務禁止—Don't ask, Don't tell 規定—

1990年代初め、クリントン政権は、同性愛者に軍務を開放することを目指していたが、キリスト教保守派や軍内部等の反対が強く実現が困難であった。そこで妥協案として考えられ、制定されたのが、合衆国法典第10章第654条（以下「第654条」という。）、通称「Don't ask, Don't tell 規定」である。これは原則的に同性愛者（両性愛者を含む）の軍務禁止を規定しつつも、軍内で自身の性向を公にせず、同性愛行為を行わず、公に同性のパートナーを持たないのであれば、除隊はさせない、すなわち軍務を認めるという内容である。この第10章第654条の要約は、次のとおりである。

合衆国法典第10章 国軍 第654条 軍における同性愛者に関する方針（要約）

- (a) 連邦議会の意思（略）
- (b) 方針 軍の構成員は次に掲げる事項に該当する場合、国防長官の定める規則に基づく手順に従った上で、除隊される。
- ・ 構成員が同性愛行為を実行、実行の試み、他者への教唆を行った場合。ただし、これまで実行したこともなく、これからも実行する可能性がないこと、そのような行為が強制や脅迫により実行されなかったこと、その者の除隊が軍に不利益となり得ることやその者が同性愛性向やその意図を有していないことを証明する場合には、この限りでない。
 - ・ 自身が同性愛者であることを公言した場合で、それを反証することができない場合。
 - ・ 構成員が同性と結婚しているか、又は結婚を試みようとする場合。
- (c)～(f) 「同性愛者」等の用語定義等（略）

Don't ask, Don't tell 規定を廃止する法律

今回成立したのは、上に述べた第654条を廃止する内容の法律である。内容の要約は、次のとおりである。

Don't ask, Don't tell 廃止法 (P. L. 111-321) (要約)

第1条 本法は「2010年 Don't ask, Don't tell 廃止法」という名称で引用する。

第2条 2010年3月2日、国防長官は第654条廃止の運用につき、次の事項の包括的再検討を指示した。

- (a) 第654条の廃止により生じる軍の応戦体制、軍の効率性及び部隊の団結、兵士採用・

保持等に対する影響の判断並びにそれへの対応。

- ・ 第 654 条廃止後の統一軍事法典・軍行為規範の改正、統率、指導、訓練、人事、施設、福利厚生等についての提案、廃止が軍の効率性へ悪影響を与えないための方策の検討。
 - ・ 第 654 条廃止に関して連邦議会において提案される可能性のある法案の観察と評価。廃止を成功裏に実行し終了するため、軍の効率性や軍にかかわる従業員の環境を適切に観察する方法の保証。
 - ・ 第 654 条に関して係争中の訴訟における論点の評価。
- (b) 合衆国法典からの第 654 条の削除は、少なくとも以下に掲げる事項が発生した日から 60 日後に効力を発する。
- ・ a 項に定める検討事項についての報告の国防長官による受領。大統領、長官及び統合参謀本部議長が署名した報告承認書面の大統領による議会への送達。書面には大統領、国防長官及び統合参謀本部議長が報告中の勧告・行動計画案を検討済みであること、国防省が第 654 条削除に必要な政策と規則を準備し終えており、それが軍の応戦体制、軍の効率性及び部隊の団結、兵士採用及び保持に関する基準に一致していることが含まれる。
- (c) 第 654 条は b 項に定めた要求及び承認がすべてなされるまで効力を有する。これらの要求及び承認が満たされない場合も、同条は効力を有し続ける。
- (d) 本条の規定又は本条による修正は、合衆国法典第 1 章第 7 条「結婚防衛法」を侵害する特典の支給を認めない。
- (e), (f) (略)

施行までの障害と施行後の問題

第 654 条の廃止は定められたものの、実際の廃止までには、まず大統領や国防長官、統合参謀本部議長の承認等の条件を満たす必要があり、しかも、その後少なくとも 60 日が経過しなければ施行されない（それまで第 654 条の効力は継続）。承認のためのスケジュールは、いまだ明確にされておらず、今現在、同性愛者であることを明言した場合、除隊となる可能性があるという注意喚起が、軍からもなされている。

また、施行後、同性愛者が軍において実質的に平等な取扱いを受けることができるかにも疑問が残る。住宅支援や基地内での買物割引等、軍人とその配偶者には多くの特典が与えられるが、連邦法上の「結婚」、「配偶者」の定義を異性間に限定する結婚防衛法の規定が存在するため、同性愛者の軍人やそのパートナーはこのような特典を全く得られない。さらに、同僚がどのように同性愛者を受け入れるのかも課題である。同性愛者と浴室等の生活設備を共用することに対し、特に海兵隊関係者の抵抗が強い。その一方で海軍は第 654 条の廃止を支持しており、各軍の間でも温度差が生じている。

参考文献(インターネット情報はすべて 2011 年 1 月 25 日現在である。)

- ・ Anna Mulrine, “Don’t ask, don’t tell’: Repeal signed, sealed, but when will it be delivered?” *Christian Science Monitor*, Dec. 22, 2011.<<http://www.csmonitor.com/USA/Military/2010/1222/Don-t-ask-don-t-tell-Repeal-signed-sealed-but-when-will-it-be-delivered>>